

《令和8・9年度用》

「記載例」

(様式第1号)

※受付番号

※行政庁記入欄

観音寺市物品の買入れ等に係る 競争入札参加資格審査申請書

申請日を記入

令和〇年〇月〇日

観音寺市長 宛て

本社住所、商号、代表者
名、押印で作成

〒 760-8570

住 所 香川県高松市番町四丁目1番 10号

商号又は名称 株式会社〇〇〇

代 表 者 代表取締役 鈴木 太郎

印

観音寺市物品の買入れ等に係る競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申請します。
なお、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを
誓約します。

主営業種目	(登録希望業種番号を10種以内で記入すること) A-1 A-2 B-1 B-2 B-3 G-3 H-12
	営業種類区分表を参考に 10種以内で記入

名簿に登載しようとする本社、営業所等	
商号又は名称	(ふりがな) 〇〇〇 かんおんじえいぎょうしょ 株式会社〇〇〇 観音寺営業所
本社の代表者 又は営業所等 の受任者の職 氏名	(ふりがな) すずき さんしろう 営業所長 鈴木 三四郎
所 在 地	(〒 768-0067) 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 (電話番号 0875-32-1111) (FAX番号 0875-32-2222)

(所在地付近の見取図)

名簿に登載しようとする本社又は営業所の付近見取図を添付すること。

※建物内部(間取図等)については不要。

○ 添付書類

- (1) 営業概要書(様式第2号)
- (2) 納税証明書
- (3) 身分証明書(個人の場合)
- (4) 現在(履歴)事項全部証明書(法人の場合)
- (5) 財務諸表
- (6) 委任状(様式第3号)(申請者から営業所等の代表者に入札(見積)、契約、代金の請求受領等の権限を委任する場合)
- (7) 誓約書(様式第4号の1)(様式第4号の2)
- (8) 入札に使用する印鑑の届出書(様式第5号)
- (9) 営業等許可・認可・登録所(必要業種のみ)特定業種について、諸官公庁許可、認可、登録がないと取り扱いができないもの又は制度のあるもの(調査表)
- (10) 観音寺市物品の買入れ等に係る等に係る競争入札参加資格審査申請書受付票(様式第6号)

- 次の業種記号のうち、該当するものに□を記入。(詳細は営業種類区分表を参照)

・事務関連

A-1 A-2 A-3 A-4 A-5 A-6

・教育関連

B-1 B-2 B-3 B-4 B-5

・機器関連

C-1 C-2 C-3 C-4 C-5 C-6 C-7

C-8 C-9 C-10

・生活関連

D-1 D-2 D-3 D-4 D-5 D-6 D-7

D-8 D-9 D-10 D-11 D-12 D-13 D-14

D-15 D-16 D-17 D-18 D-19 D-20 D-21

・自動車関連

E-1 E-2 E-3 E-4 E-5 E-6 E-7

E-8

・建設関連

F-1 F-2 F-3 F-4 F-5 F-6 F-7

F-8

・賃貸借・リース

G-1 G-2 G-3 G-4 G-5 G-6 G-7

・各種委託業務等

H-1 H-2 H-3 H-4 H-5 H-6 H-7

H-8 H-9 H-10 H-11 H-12 H-13

※申請書に記入する主営業種目との整合を図ること。

該当しない場合は添付不要

- 観音寺市内の支店・営業所等で、名簿に登載しようとする場合のみ、提出してください。(観音寺市内に本社・本店を有し申請する場合は提出不要です。) 調書の記載内容によっては、観音寺市担当者より詳細を確認することがあります。

支店・営業所等調書

商号又は名称	株式会社〇〇〇		
支店・営業所等の名称	観音寺営業所		
支店・営業所等の所在地	香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号		
電話番号	0875-32-1111	FAX番号	0875-32-2222
外景(看板・表札等を含む。)	令和〇年〇月〇日撮影		

支店・営業所の外観及び看板や表札など、営業所として分
かる写真を添付すること

(この位置に写真を添付するか、本様式を含み写真印刷してください。)

内景(業務に使用する部屋、机及び事務用品を含む。)

令和〇年〇月〇日撮影

支店・営業所の内観など、営業所として分かる写真を添付
すること

(この位置に写真を添付するか、本様式を含み写真印刷してください。)

該当しない場合は添付不要

○ 観音寺市内の支店・営業所等の状況について

下記の項目を満たしているか判断し、記入欄に○か×を記入ください。

	(記入欄) ○か×を記入
自社所有または賃貸契約等で借り入れている物件である。	○
自社の標識や看板を設置している。	○
支店・営業所が兼用住宅の場合、営業所部分が居住部分と完全に分離している。(兼用住宅では無い場合、空欄で可。)	○
1人以上の会社役員または社員が常駐しており、常に連絡がとれる体制にある。	○

○ 観音寺市内の支店・営業所等に常駐する従業員の人数

※役員の数は含まない

10 人